

総合海洋政策本部の運営について(案)

平成 19 年 7 月 31 日総合海洋政策本部決定  
平成 19 年 11 月 9 日一部改正

総合海洋政策本部令（平成 19 年政令第 202 号）第 3 条の規定に基づき、総合海洋政策本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1．本部会合への参加者について

内閣官房副長官（3 名）を本部会合に毎回参加させるものとする。

2．本部会合への出席要請について

本部は、同参与会議の参与に対し、本部会合に出席して意見を表明すること等の必要な協力を求めることができるものとする。また、本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

3．特定の事項の審議について

本部は、必要に応じ、特定の事項に関し、関係する本部構成員による審議の場を設けることができるものとする。

4．議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。

5．配付資料の公開について

本部会合で配付された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。

6．雑則

その他、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。